

掛川市水道事業管理告示第8号

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第10号）第10条第1号の規定に基づき、掛川市水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定する。

平成30年12月20日

掛川市水道事業管理者

掛川市長 松井三郎

297号 株式会社 大丈 代表取締役 西村康正

焼津市小屋敷38番地の1